1989年12月31日 発行

みなみかわち 町議会速報 （第60号）

発行者：村尾光子（TEL:44-5418）
連絡先：南河内町薬師寺３３１１～１５８
自治医大住宅　２号棟２番

（この号は第４回定例会（12月12~14日）と第４回臨時会（12月25日）の報告です）

《審議事項》

同意第 2号	町固定資産評価審査委員会委員の選任同意	賛成多数	可決
議案第43号	町減債基金の設置等に関する条例	賛成全員	可決
44	町コミュニティーセンター条例一部改正	〃	〃
45	町農業共済条例廃止	〃	〃
46	H.元年度一般会計補正予算(第4号)	〃	〃
47	〃　農業共済事業会計補正予算(第3号)	〃	〃
請願第 1号	地区計画の早期策定を求める請願	〃	〃
議案48~51	町長・議員・職員等の給与等の条例改正(4件)	賛成多数	〃
52	町職員の分限に関する条例改正	賛成全員	〃
53~55	H.元年度町会計補正予算(3件)	〃	〃

§議案等の番号は暦年毎の通し番号です

一般質問；８名　通告順

小池勝市・早川進・舘野正明・大沼多二郎
伊沢義雄・舘野鉄男・村尾光子・高山栄男
の各議員

もくじ

★地区計画早期策定の請願採択

グリーンタウンしもつけの住民（代表者 太田信子氏;グリーンタウン1区自治会長）よりニュータウンの地区計画を早期策定する旨の請願が提出され、全員一致で採択されました。町に議決書を送付します。　紹介議員；宇賀持・高山議員

請願事項	1．良好な住環境を保全、発展させるための地区計画の策定を早急に行うこと。
	2．地区計画の策定に当たっては、関係住民の意見を反映できる措置を講じること。

《趣旨説明 要旨》── 宇賀持議員 ──

学園緑住都市構想の基に、良好な住環境を備えた宅地の造成を目的として、住宅都市整備公団施工の土地区画整理事業によって造成されたグリーンタウンしもつけの住環境を保全し、さらに発展、助長するには、都市計画法・建築基準法等関係法令を補完する『地区計画』の策定が不可欠です。

昭和62年より既に宅地分譲が進められている現状を考えるとき、一刻も早い策定を御願いしたい。そして、策定に当たっては、関係住民の意見を充分に反映できる措置を講じて戴きたいということです。

公団が配布している『別冊募集画地のご案内』の特記事項に「当地区においては良好な環境を保全することを目的とする地区計画の策定が検討されております。この地区計画には、建物の建築についての制限内容が規定されることになる予定ですので、建築に際しては南河内町都市計画課にご相談下さい」と、あたかもすぐにも地区計画が策定されるように書いてありながら、2年数か月も経過した現在もまだ策定されていないことに、入居者の方々は割り切れない感情を抱いている様子です。

また、町では、3年前の61年12月定例会において「自治医科大学周辺地区に地区計画を定め、地区の健全な発展と秩序ある整備を図るため」として、『南河内町地区計画等の案の作成手続きに関する条例』を定めておりますが、未だに計画が策定されていないのは、時間の経過とニュータウンの現状を考え合わせ、策定に当たっては諸々の障害があろうことを考慮しても、行政の怠慢の誹りは免れないものがあると考えます。

関係住民の意見を反映させる措置を講じることは、先の町地区計画等の手続き条例にも規定されており、住民自治・民主主義の原則からも、極めて重要なことと考えます。

尚、私は本請願を紹介するに当たり、代表者 太田自治会長はじめ数名の代表的な方とお会いしました。本地区に永住することを前提として地区の環境について真剣に考えており、また、『住民エゴになるようなことはしたくないし、住民として、町行政にも積極的に参加、協力していきたい』と言い、非常に良識的で、話せば理解をして戴ける方々との印象を強く受けました。
新旧住民の融和を図り連帯感あふれた町づくりが、今後の大きな町行政の課題であることを考えるとき、新住民の方々の御意見にも充分耳を傾け、話し合いの中から互いの理解を深めていくことが極めて重要と考え、紹介議員となりました。是非とも採択して戴き、議会としても地区計画の早期策定に特段のご配慮を御願いします。

議会傍聴記

私達グリーンタウンの住民は、この地域の開発当初から予定されていたという地区計画(過去何回か、村尾議員によって策定主体はどこか、策定が遅れているのはなぜか等、一般質問がされている件なのだ)の導入をはやく現実のものとして欲しい旨の請願を議会に提出していた。

多分14日の中心となる議案は、一般会計補正予算であったのだろうと思う。何人かの議員が質問した。議長は議員を番号で呼ぶ。課長連中が「はい 議長」と言って答弁の許可を得る。おそらくこんなに明瞭な「はい」を発することは、日常生活においては殆どないであろうような、はっきりとした大きな声だ。この間の掛け合いはスピーディーで「待ったなし」の感がある。考え込んではいられないのだ。資料を持たない私共傍聴人は、内容に深く入り込むことができない。いきおい、議員や町職員の態度・発言の仕方に注目してしまう。やたら隣におしゃべりをしかける白い背広のやり手風議員。体が斜めになる程高く手をあげる元気な某課長。すべてが初めて見聞きする世界ではあった。

請願審議は最後だった。紹介議員を引き受けて下さった宇賀持議員が壇上に立ち趣旨説明を行う。そして、「この地域の住民は単に住民エゴだけをむき出しにして地区計画策定を急げと言っているのではない。この地を永住の地と決めた以上、我が町となった南河内町を愛し、町行政にも協力し、地元の人達とも深く知り合って、あらゆる意味においての良い町づくりを目指しているのだ。」と付け加えてくれた。また、この件に関して、「町行政は怠慢の誇りを免れない」とも。私達住民の熱き思いを代弁して下さったという爽快感に、思わず拍手してしまいそうになり、私は音を立てないようにそうした。理想という一陣の涼風が議場を吹き抜けた。全員賛成で請願は採択されたのだった。

さて、この採択を町行政はどう受け止めただろう。一緒に傍聴なさった地権者会会長・副会長はどうだろう。これまた御一緒した公団所長は・・・・・。
くれぐれも議会軽視の奢りなきようお願いしたい。

—— 磯部香代 ——

☞グリーンタウンしもつけは、用途区域等都市計画決定されていますが、良好な都市景観(街並)を確保するために、s.59年頃から研究会等を経て、更に規制する為の地区計画導入が検討されておりました。その後の経過について、議会でも再度質問(村尾一般質問;s,62.9,s.63.9)してきましたが、さっぱり進展しませんでした。62年の公団分譲開始以来、既に800区画が分譲され日々新しい住民を迎えています。ルールは建物ができてしまってからでは遅いのです。不安を感じた住民の『私達の町づくり』への熱意が請願提出という行動になりました。当然の請願内容とはいえ、採択されて本当に良かった。

★仁良川の区画整理は・・・

—— 舘野正明議員・村尾の一般質問より ——

目覚ましい変化を遂げているニュータウン。その一方の、20年も前から市街化区域の線引きをしている仁良川地区は一体どうなっているのだろう。

『区画整理事業』は地元の反対が強硬なので取り合えず『地区計画』(道路・公園等を確保する)ではどうか・・・ 一時、町は別の手法を考えたようですが、現在は『あくまで区画整理を実施する』前提で進めています(都市計画課長)。

問．区画整理事業への住民の関心は

答 自治医大周辺・国分寺町の区画整理事業を目の当りにし、関心は高い。これまでの強硬な反対から、最近では『市街化区域全域ではなく、区域を限定しての施行なら』という意見も出始めた。

問．住民への働き掛けはどのようになされているか

答 話し合いの窓口は、地域の全住民が加盟している反対同盟であり、これまでは話し合いのテーブルにつくこともなかった。今年度に入り、役員に来庁願い2,3回、更に数回出向き話し合いができた。その中で、反対同盟を解散し"区画整理をいかに進めたら良いか"を考える新しい組織づくりの気運を感じている。

問．広大な屋敷地帯への配慮は

答 市街化区域は８９haである。仁良川地区区画整理は農地と宅地の健全な調和を図ることが目的でもある。条件付賛成の中には屋敷地帯を除く意見もある。

県道東側;地形的に段差があり、事業費がかさむ為、デメリットが大きい

〃 西側;100m地帯は宅地の区画が広大である

の課題がある。近く、今年度進めている原形測量の結果が出るのでそれを待って話し合いを持ち、施行区域を決めたい。

問．区画整理施行は組合方式か町施行か

答 制度的には 組合施行;2/3以上の賛同が必要。定款をつくり知事の認可を受ける。保留地処分により事業費に充てる。

町 施 行;地権者の同意は必要ない。25%の国庫補助制度がある。

である。現段階では論じられないが、組合施行は理想ではあるが課題が多いので９０%以上の同意を得て町施行とするのが妥当であろう。

問．下水道事業・町道73号線など個別に先行しての実施はどうか

答 道路・公園・下水道は個別に用地を取得して整備する方法もあるが、市街地として総合的な整備ができない。区画整理は面的に必要なものを総体的に整備する。下水道事業計画決定は区画整理実施を前提としている。町道73号線は事前の先行投資である。

☞県道沿いには古くからの旧家が並んでいる。しかし、ちょっと小路を入ると自動車がやっと通れる程の道が伸び、新しい住宅が密集し増え続けている。

強硬な反対を唱える一方で、土地を処分し無計画・無秩序な乱開発に手を貸した地主さんもいた筈だ。家が増えるほど事業は困難になる。もうこのへんで着手しないと美しい街並は実現しない。区画整理は住民がその気にならないと出来ない。勿論行政の働き掛けの熱意がこれまで議会で問われてきたのだが。

村尾光子の一般質問



問１．ふるさと創生事業について
(1)まちづくり審議委員会の答申を受け、推進本部では事業決定に向けどのように進めているか
(2)アンケート結果及び答申にある町民プール・福祉センターは町総合計画の中で対応すべきものである。ふるさとづくりにふさわしい事業を選択されたい。

【答】メニューについて真剣に考え、住民のニーズを的確に把握する為アンケート調査実施を指示した。アンケート調査は住民の意識が高いほど効果が大きい(?)。事業はまだ決定していないが、アンケート結果を尊重する。プール等は1億円の範囲ではできないので、当然総合計画の中に位置付けをする。　(町長・企画課長)

☞ふるさと創生事業は建物等のハード事業ではなく、常なる財政力では手の届かない、潤いを満たすソフト事業の為の財源分配と理解している。アンケート調査は一応その趣旨を説明してのことだった。しかし、その結果はソフト事業・1億円の範囲を大幅に超えた希望が多かった。(町議会速報No58 p11参照)

確かに、図書館を建設する時プールが先という意見があり、その後PTA等の要望もあった。また福祉センターは、議会でも地域福祉活動の拠点として設置要望が相次いでいた。どちらも住民要求が高まっているのは事実だ。

しかし、今回の事業趣旨はそんなハード面ではない。要望が多いなら、行政は当然応えなくてはならない。それは『ふるさと創生事業』ではなく、平成3年度からスタートする新総合計画(10年間の長期計画)の中に盛り込み、優先的に実施すべきであろう。(石橋町のプールは施設だけに3億円以上かかった)

アンケート調査自体は決して悪いものではない。しかし、充分趣旨を徹底し、枠外の回答に対しては別の手段で対応すべきではないか。ふるさとづくり・1億円を真剣に考えアイディアを出してきた真面目な町民には、何と応えるのだろう。

町長の魂胆はわかった。住民要求に応えようと、財源の一助とするためふるさと創生事業の資金を流用したいのだ。ずるいなー・・・・。財政事情も考慮しなければならないであろうが、数年来の“町民の声”を真剣には聴いてはいなかったということだろう。

プール・福祉センターという答申を出した審議委員会は、これらのことを加味して判断したのだろうか。このメンバーが引き続き新総合計画について審議するのだ。行政体系を総合的に判断してもらいたい。

問2．新総合計画について
(1)アンケート調査の概要を説明されたい
(2)まちづくり審議委員会は望ましい構成となるよう委員を増員されたい

【答】今年11月、成人者から無作為抽出した約1000名に対してアンケート調査を実施し、65%の回答が得られた。調査内容は町についての①愛着感 ②定住意向 ③環境評価 ④郷土意識 ⑤将来像 ⑥施策の評価 ⑦施策の方向の7項目と自由記述等である。

審議会委員は現時点で望ましい構成である(？！)。増員は考えない。(町長)

☞9月定例会で、構成委員の偏りについて指摘した。現在の16名の委員は年配の男性に偏っており、若人・女性が少なく新しい住民がいない(村尾一般質問)。『意図的にではない。今後充分配慮する』(町長答弁)と非を認めたばかり。3か月も経つと自分が言ったことを忘れてしまうのだろうか。情けないやら、呆れるやら……。委員各位の責任は一層重い。何しろ向こう10年間の長期計画について論じるのだから、会議には個人の意見ばかりではなく、母体団体の意見を充分に集約して臨んでもらいたい。ふるさと創生事業では、何人の委員が自分の出身団体で検討したやのだろう。

(3)策定に向けての手続き(手順)概要の説明を求める

【答】今年度は内部実績調査・アンケート調査集計と分析の基礎的調査を行っている。アンケートは11月25日提出期限で、今年度中に栃木総合研究機構(コンサルタント)で整理し、骨子案作成する。来年度はそれらを踏まえて計画を取り纏め、内外部関係者とのヒアリングの後、まちづくり審議委員会に諮問する。取り纏めができた段階で随時議会には報告する。平成3年度からスタートする計画なのでH.2年度中には議案として提案したい。 (町長・企画課長)

☞平成3年4月まで、後1年3か月しかない。審議委員会でどれ程深く論議できるというのだろう。議会での検討時間をどの位見ているのだろう。結局はコンサルタントが作った原案を承認する為の審議委員会や議会なのだ。住民参加なんて本当は考えていない、その形を作っただけ。はっきり分かった。

コンサルタント委託も時と場合に因っては効果的だろう。今回はどの程度まで委託するのだろう。我が町の将来のあるべき姿も業者に決めてもらうのだろうか?

様々な立場や考えの人々が集まり論議を重ね知恵を出し合うことで、互いに理解し合い学び合うものだ。何年も前から、婦人問題も含めてこれらのことを提言し続けてきた。余りにもお粗末な取り組み方に、ガックリしちゃった。

問3．地元産農作物の活用について
(1)学校給食への活用はどのように進んでいるか

【答】s.62年12月の一般質問(村尾)以来購入先の検討をした。s,63年度には農協からの購入量は3,970kgと増大した。これは主に地場産のほうれん草・玉ねぎ・にらきゅうりである。更に利用拡大を進めるには低価格であることが大事で、今後農協・経済課と協議して進める。（教育総務課長）

(2)地元産農作物活用についてはシステム確立や供給センター設置等して農業振興策として位置付けをし取り組まれたい。

【答】従来より特産品形成・首都圏園芸農業振興をしている。首都圏域に組み込まれ人口も都市型住民が増えている。地元産品が数量的に安定して供給されれば大きな意義がある。そのために農協は合併した。農政的にも継続的に供給できるよう、農協と連携を取りながら進める。町道1ー3号線(中学校北側道路)周辺に農協の集出荷施設の建設が計画されている。産直センター等併設について話し合ってみる。（町長）

問4．仁良川地区の区画整理事業と地区計画について
(1)区画整理事業について、地元住民にどのような働き掛けがなされているか
(2)地区計画の進捗状況について説明を求める。

【答】—＞p 4記載

★その他の議案

☆町固定資産評価審査委員会委員に古谷泰三氏 再任（任期 3年）
住所;仁良川1,341番地　74才　評価委員会委員 4期満了

《参考》 固定資産評価審査委員会は、地方税法423条の規定により固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定するために市町村に置かれる。委員定数は3人。

☆新たに南河内町減債基金設置

現在までに

財政調整基金;町財政調整の為(毎年剰余金の1/2以上の額または500万円以上積み立てる)

公共公益施設基金;町総合計画に基づく公共用施設整備の財源に充てる（積み立て額は予算で決める）

義務教育減債基金;自治医大整備に伴う義務教育施設整備事業の償還財源に充てる為(毎年500万円以上を積み立てる)

の３基金が設置されており、その保有額は併せておよそ１３億円です。

これらに加え、新たに
減債基金;公債費の償還財源に充てる為(積み立て額は予算で決める)
を設置します。この基金をつくれば地方交付税に財源対策債償還基金費(償還相当額)が上乗せされるという自治省の指導を受けての措置です。

☆仁良川コミュニティーセンターの管理・運営は
仁良川コミュニティーセンター推進協議会に委託します。

対象地域;仁良川上・下、地久目喜の3自治会

☞コミュニティーセンター建設に関しての事務は企画課(町長部局)で取り扱っていた。だけど、コミ・センに関する町条例は、教育委員会の範囲に編纂されている。計画立案・予算・維持管理の一切について教育委員会はノータッチ。コミ・センも社会教育施設と考えているのだろうか。ならば、計画の段階から教育委員会も参画すべきだ。そうではないのなら、町長部局で最後まで責任を持つべく、条例は町長の事務分掌範囲に組み入れるべきであろう。

☆平成2年4月1日より河宇地方農業共済組合発足
そのため、町農業共済条例は平成2年3月31日で廃止します。

☆一般会計補正予算──►予算総額は43億8516万2千円

《主な補正》 ──補正額は2億 527万円

歳入
- 町税 11840万円
- 地方交付税 Δ 5507
- 国庫補助金 456
- 県補助金 11085

──► 歳出
- 基金積立 4448万円
- 農業費 13474 ㊟1
- 石橋病院施設負担金 874 ㊟2
- 町道73号線工事費 944
- 町史絵図編印刷 602

㊟1. このうち鯉沼地区土地改良(用排水整備)事業費;1684万円
農協野菜一元化集出荷施設補助金;9883万円
総事業費 1億4333万円に対し 県補助金(事業費の1/2)7942万円
町補助金(県の25%)1940万円

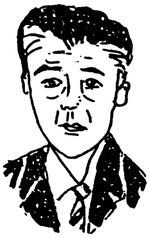
㊟2. 石橋病院(厚生連)はs.63~H.元年度にかけ改修されました。
結核病床を一般病床にし190床とする、眼科設置等です。事業費は10億7000万円
その財源内訳は
- 近隣5町負担 1億円 (南河内町利用者数は8.74%)
- 自己資金 2億7千万円 (5農協負担額5千万円
- 借り入れ金 7億円 うち南河内町農協は500万円)

☞とにかく農業関係補助金は莫大な額。その多くは農協を通じて執行される。つまり補助金は農協に交付されるのだ。農協は補助の趣旨を理解し、目的に沿って補助金を使う。果してどれほどの補助効果があったのだろう。確かに我国の農業事情は厳しい。手厚く助成しなくてはならない現状だ。農業行政として、補助金交付はある意味では当然のことと思う。しかし農業者・団体の自助努力はどうであろう。漫然とした慣例的な経営では生き残れないであろう。補助金を出すばかりではなく、行政は補助目的が達成されているか否か、厳しくチェックすべきだと思う。血税なのだから。農協が農家の為の組合であるよう、願って止まない。

一般質問（通告順）

①小池勝市議員

1.三昧場周辺に水辺の公園を



【答】6月定例会で提案を受け、内部検討をしていた。溜池は下流水田の用水であり、国有地である。払下げの可能性について、宇都宮財務局と協議を進めている。下野薬師寺跡整備と一体的なものとして、総合計画に位置付けし、総体的土地利用を考える。（町長）

2.グリーンタウン内の町有地は？地元商店に貸付し、活性化を図ってはどうか。

【答】公団では一般分譲開始前に地元商店優先の申し込みを受けたが、町内は3人のみであった。町有地の一部は5年契約で自治医大に駐車場として貸付けているが、再契約は慎重に考える。より良き活用を、公共公益施設整備研究会で検討する。（町長）

3.町道1－2号線の早期整備を

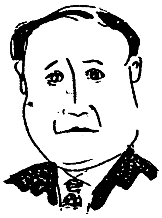
【答】自治医大北側より県道石橋ー結城線までの1.2㎞を幅員12ｍ、両側歩道付きに整備予定。S.62年に国庫補助事業に採択され、改良に着手。これまで、用地買収等執行は順調である。国・県の大幅な補助金獲得に努力している。（建設課長）

②早川進議員

1.町長の7期目への意欲はどうか

【答】満66才、疲れていないとは言わないが健康である。あと1年半の任期がある現在、次期について言及するのは差し控える。（町長）

2.平成2年度予算編成について
①大きな目標



【答】国財政状況は厳しく、経常経費－10％、投資的経費は0％の伸び率。国庫補助率の引き下げも有り得る。町では町税・住民税の減、国補助金減は町の負担増となり、基金保有高も減っている。新年度は事務事業の見直しと経常経費節減を徹底し、財源を重点的に配分する。重点事業は①田川以東簡易水道 ②中学校整備 ③仁良川地区土地基盤整備 ④別処山公園整備 ⑤水田農業確立対策 ⑥高齢化対策 等として予算編成を進める。（町長）

(2)商工農の具体策

【答】商工農の均衡ある発展を基本方針に据えている。今年度は中小企業融資要綱を定めた。これは指定金融機関に貸付け、その3倍額を中小企業に融資するもので、本年度は9千万円の融資が行われている。来年度の貸付け額は充分に検討する。農業は活性化・効率化を目指し①主として地域輪作農法確立への国・県補助事業導入と町単補助事業の継続 ②畜産含めた首都農業確立 ③農地流動化促進と特産品形成に努める。

3.中学校の部活動に柔道を取り入れてはどうか

【答】部は学校の教員・施設・生徒の希望により学校が決めるものである。指示はしないが、提言あったことを伝える。（教育長）

4.新4号国道東側南部地区の調整区域の線引き見直しについて

【答】土地利用基本構想は農業を基本とし、仁良川・自治医大周辺を人口増地区としての3万人町だ。目下5社より180haの大規模開発の申し入れがある。基本方針実現の為全力を投じている。仁良川区画整理実現の後は検討されようが、現在は時期早尚。（都市計画課長）

5.別処山運動公園駐車場拡大の為、用地を確保してはどうか

【答】現在109台分予定されており拡張の計画はない。西側道路・用排水路・南側道路の計画的整備により180台は駐車可能となる。全面供用開始までには考える。（都市計画課長）

③舘野正明議員



1.仁良川区画整理事業について

【答】──＞p４記載

2.町道1-3号線を砂原橋まで延長する計画はどうか

【答】県道宇都宮-結城線までであって、それ以東の計画はない。（建設課長）

3.県道宇都宮-結城線沿線の農振除外は

【答】除外は考えていない。

4.農振地域の見直しは

【答】農業振興地域計画はs.44年に策定された。区域の縮小・拡大・土地利用等総合的な見地から見直しは必要だ。県と協議し検討する。

5.ふるさと創生事業答申への対応

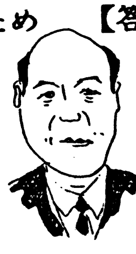
(1)答申を踏まえての町当局のビジョンは

【答】土地利用計画との整合性を考え、前向きに検討する。（町長）

(2)場所は町中央付近かつ町道1-3号線付近に、10ha程の規模で

【答】全町民が一堂に会する場所は必要。場所の希望は提言として受け止める。（町長）

④大沼多二郎議員



1.町民の広場用地確保のためニュータウン内の町有地を処分してはどうか

【答】ニュータウン内の予測される公共施設用地は確保されている。不測に備え、現在は処分する考えはない。（町長）

⑤伊沢義雄議員

1.自治医大病院と町医療体制

(1)地域医療指定自治会の設定方法は

【答】包括医療実施を目指し、当初東根・磯部・塚越、s.61年から更に成田・谷地賀上下・町田上下・下文挟・東西田中の11自治会を指定。(保・衛課長)

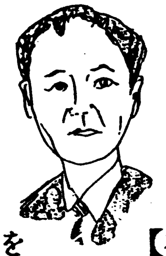
(2)指定地区地域医療診療と一般外来受診とでは差がある。指定期限がないなら変更をしては

【答】地域を把握し、予防からリハビリまでの包括医療なのでモデル地区変更は困難であるが、協議する。(保・衛課長)

(3)グリーンタウン内に診療所開設を。

【答】診療所は考えていない。区域内に一般募集として眼科・耳鼻科・外科・産婦人科・内科の用地が確保されている。(保・衛課長)

2.東部地区簡易水道工事の進捗状況は



【答】農村総合モデル事業は平成2年に全面工事完了の予定であったが、国予算の大幅減により数年以上の変更がある。s.58年の事業採択後、これまで磯部圃場・2農道の整備完了した。モデル事業全体計画を見直し、事業の優先順位を考え直す。H.2年度は鯉沼地内の配水管敷設を予定している。(町長)

3.東部運動公園に植栽を

【答】H.2年度より県補助事業導入し、2か年計画で植栽する。詳細は都市計画・経済課で協議している。(町長)

⑥舘野鉄男議員

1.新年度予算編成について

(1)基本姿勢と概括構想

【答】──> p9記載

(2)重点施策・最優先課題は

【答】──> 〃

(3)ふるさと創生事業位置付けと対応策は

【答】行政の一方的な事業決定を避けるため、アンケート調査を指示した。審議委員会答申はハード事業で公園等との一体的施設である。用地確保に時間がかかる。現在構想の段階で来年度早く着手したい。財源確保から基金を設置したい。

(4)薬師寺跡整備事業の展開方策

【答】史跡整備保存管理計画に基づき、現状変更地につき町有化を図っている。来年度は6丁目関宅跡(講堂跡)取得予定。(町史編纂室長)

2.水田農業確立対策について

(1)減反(需給均衡化対策含む)対策と定着化対策は

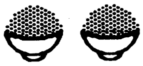
【答】減反目標面積364.8haに対し375.2ha 103%の実績であった。H.2年度は同様の目標で補助金はやや減額の懸念がある。生産収益向上の為団地化・ブロックローテーションを図る。(町長)

(2)飼料米の取組と他用途米の指導は



【答】需要開発米は704.5俵配分され全量出荷が見込まれている。来年度分数量・面積分かり次第農家の希望調査を実施する。他用途利用米は粳2199俵、もち米56俵の配分で全量出荷となる。来年度も同様の配分であろうが、集落単位の任意の取り組みも検討する。(町長)

(3)転作作目の選択と土地基盤整備・米消費拡大策



【答】転作作目は麦・大豆・玉ねぎ・干瓢。米消費拡大はH.2年度についても取り組み方策が確定次第支出する。（町長）

3.教育行政

(1)社会教育特に生涯学習推進にどう取り組むか。公民館専従の配置は

【答】学校教育中心から生涯学習へと移行している。国・県の動向を見ながら検討する。（社・教課長）
現在公民館の正職員は1人て、館長は非常勤である。将来に向け検討する。（町長）

(2)学校施設の整備促進について東・西校の今年度分の執行が遅い

【答】申し訳ない。職員を督励する。（教育長）

4.行財政改革について

(1)条例・規則・要綱等時代に合わなくなったものの総見直しを

【答】国法律に関連するものは県指導を受けながらその都度改正している。その他は町公共公益施設研究会で検討する。（町長）

(2)事務事業の効率化・4週6休制実施に伴う問題点、外注要員の勤務形態と人事管理は

【答】国ではs,64.1.1よりまちではH.元年4.8より第2・4土曜閉庁を導入している。保育所・図書館は対象外として従来通り。行政サービス低下させないため、緊急時の勤務対応・OA化による時間短縮等検討する。常駐清掃員は月~金、使走人は火(~水)・金(~土)で出勤簿を付けている。（町長・総務課長）

(3)経常経費節減の施策、非常勤特別職報酬の源泉徴収税率に一貫性がない。

【答】日常業務の中で節減を指導している。（町長）
税率は1万円以上について10%、7%徴収については調査する。（収入役）

(4)日直・宿直態勢の見直しは

【答】今までの人間対人間という形で、緊急時の対応等スムーズに進められるよう配慮する。（町長）

⑧高山栄男議員

1.地元業者特に建設業者の育成方策は。下請けには町内業者を

【答】力を結集するよう常に言っている。（町長）
下請け業者は町財務規則に基づき届け出した業者を承認する基本方針だ。（助役）



★町職員給与引き上げ 平均3.01%

国家公務員の給与改正に準じて町職員給与も改正しました。

1.給料表の改正；平均7,538円/月(3.01%)の引き上げ

2.6月期末勤勉手当の〃；┌期末手当1.4カ月分→1.5カ月分
└勤勉手当0.5 〃 →0.6 〃
合わせて0.2カ月分の引き上げ

3.通勤手当 〃；限度額21000円→30000円に引き上げ

★特別職・議員の6月期末手当率引き上げ

町長・助役・収入役 1.9カ月分 → 2.1カ月分

議長・副議長・議員 1.5 〃 → 1.6 〃

以上の改正はH.元年4月1日からの支給となります。（関連する補正予算は可決）

議員報酬は月額１８万５千円。これに期末手当６月の１.６か月分、１２月の２.３か月分を加算すると毎年１５.９カ月分の２９４１５００円支給されます。つまり、平均報酬月額は２４万５１２５円です。

生活給ではない“報酬”に何故期末手当が必要なのか疑問です。その分を毎月の報酬に加算して報酬月額を24万5125円とした方が、住民にとって余程解りやすいのではないでしょうか。

地方自治法には、『条例で議員に期末手当を支給することができる』(203条4項)と規定されています。『報酬を支給しなければならない』(203条1項)のですから、期末手当は、自治体の政策として決められている(町条例化)筈です。

ところが説明では、

1.国の通達に基づき、県地方課の指導を受けて(総務課長)

2.慣例で議員にも期末手当を支給しているし、近隣町村に足並みを揃えのは良いこと(町長)

と、南河内町としての主体的な方針が全く明確にされません。　の指導と周

生活は保障されない“報酬”であろうと、所得とみなされます。経済的に自立しての活動はなかなか難しい。資金はたくさんあるに超したことはないのです。でも、筋が分からないのでは腑に落ちません。

そこで、提案したい。

議員報酬は生活を保障し、充分な研鑽･活動ができる額を報酬月額とし期末手当は廃止する。

議員がどんな活動をしているのかは住民が監視する外ありません。

皆さんはどうお考えですか?

講演会のお知らせ

『子どもたちの明日のために』

１月１０日(水)午後１時３０分～　於南河内町中央公民館

講　師；斎藤茂男氏（フリージャーナリスト）

６３年まで共同通信の記者として活躍

著書　教育ってなんだ　上･下
　　　わが亡きあとに洪水はきたれ
　　　父よ!母よ!
　　　生命かがやく日のために
　　　妻たちの思秋期　　　　その他多数

１９８９年 報酬額とその行方

【収 入】	議員報酬	294万1500円	18万5千円X15.9カ月
	社会教育委員報酬	5 2500	63年度下期・元年度分
	町史編纂委員報酬	1 3000	63年度分
	都・計審委員報酬	6000	
	パネリスト謝金	4 3333	小山市・下野新聞
	63年度所得税還付	15 3253	
	合計	319万2086円	

【主な支出】

所得税	30万4033円	義務的な支出 152万3463円
議員共済掛け金	25 800	
住民税	6 2800	
国民健康保険税	10 8900	
国民年金掛け金	9 8000	
自動車重量税・整備等	12 8930	
家計へ	57	→扶養手当減額分・ガソリン・電話代として
ゼロックス買い替え	23 5000	
留守番電話買い替え	6 2000	
自動車買い替え	20	
速報発行事務用品・切手	9 2993	
〃 印刷代	2 1336	
〃アルバイト依頼(2回分)	2 3400	
ゼロックス維持費	4 2729	
機関紙・月刊誌・図書購入	6 4498	
浄化槽関係水分析送料薬品等	4 5069	

その他講座受講料・自主研修出張費・団体会費・懇親会等

※図らずも不測の事故により自動車を全損、購入を余儀なくされた。尤も10年以上乗った自動車ではあったが。私名義て、専ら私が使用していた自動車なので購入費の1/2〜1/3は負担することにした。借り入れ金額残高はとてつもなく多い。長期計画て返済する予定。

※浄化槽についての活動を始めて以来、電話代が高騰した。弁償することにした。

※結婚以来の夫給料からの“お小遣い”は未だに続いている。自立を志向するならこれも返上すべきか、大いに迷うところです。しかし、使途が問われないお金はとても魅力的です。“報酬”にこだわり過ぎだろうか?

※１０年を節目に、相次いで機器類が寿命となった。長いようて使った実感がないのは使いこなしていないのか、管理が悪いのか、その程度の寿命としてしか造られているのか･･･ なんとなく腹立たしい。

やっと書いたところで今年も終わり

☆定例会の地区計画に関する請願の趣旨説明は実に感動的でした。
新しく移り住んだ人々にとって、これほど誠意のこもった言葉をかつて聞いたことがあっただろうか。
『年期がなくても町民は町民』と思う一方で、『新参者です、どうぞ宜しくお願いします』と卑屈にさえなってしまいそうだったこれまでの町の対応振り。「互いの価値観を尊重し、住むに値するまちづくり」を基本方針としながら、実際は新しい住民の声を、積極的には聴こうとはしなかった町長はじめ町行政。お題目だけだった。
こんな印象がとても強かったので、この請願趣旨説明はジーンと感じる内容でした。新しい住民を、共に考えていく仲間として対等に迎えているからです。更に、これまで、請願紹介議員は形式を整えるためだけの役割のように見えましたが、今回は、住民と一緒になって主体的に内容を検討し、言葉のみならず、しっかり実践していました。
過去何回か議会で空しく質問してきた私にとって、共に考え、主体的に行動する住民がいること、それに賛同する議員同僚がいること、とても嬉しいことでした。
これからが肝心です。行政・関係住民相互が充分に論議を尽くし、それぞれが納得しての地区計画を策定して欲しい。何しろ住民自治なのだから。

☆井手敏彦氏の講演(11月26日)を聞きましたか?ごみの話でしたが。
私達が敬遠しがちな"ごみ"について分かり易く話してくれました。元沼津市長そして長年住民運動にかかわってこられた為か、しっかりと御自身の哲学を持っておいでと実感しました。そして、その後の交流会では、大変気さくで親近感溢れる人柄が良く分かりました。
そもそもこの講演会は、なかなか腰を上げない行政を当てにはせず、下原ごみ問題を考える会とやよい会が、自分達で実現しようと準備を進めたのがきっかけです。結局は、行政の共催が得られ、『住民と行政とが一緒に取り組む』と新聞に掲載され、多数の参加者がありました。
幾つかミスはあったものの、企画・準備・運営と住民主導で実施できました。
住民の主体性に任せ、行政は資金を出すという理想的な形となりました。
気持ち良く、遠路おいで下さった井手さん、宇都宮大学の藤原信先生、交流会の準備をもしてくれた下原の方々、心から敬意と感謝。

☆７月に速報Ｎｏ５８を発行して以来、Ｎｏ５９まで随分と御無沙汰してしまいました。その間何をしていたのでしょう。
８月には数年振りに村尾の実家に帰省、鹿島町浄化センターでの自主研修
９月の定例会、新田町の改良型石井式浄化槽見学

１０月 図らずも相次いでシンポジウムに参加、

１１月 文化祭と井手氏講演会　　そして１２月 定例会と臨時会

何ということはないのだけれど、実に慌しい年でした。

概してこの１年間は主に合併浄化槽とごみ問題に取り組みました。

『子どもの家』と栃木県教育研究所でのボランティアも、ほそぼそと継続。

☆小林さん宅の合併浄化槽はなかなか快調です。

４月にＮＨＫテレビで紹介されて、県外や町外からの問い合わせや見学が多くありました。残念ながら、南河内町の人は数少なかった。

昨年１２月末に設置、この１年間は毎月処理水の分析をしました。

採水日	1月17日	2月21日	3月21日	4月18日	5月23日	6月23日
透視度	４３	７１	７８	８５	６６	１００
ＢＯＤ	９.６	９.０	９.７	７.４	１７.８	４.２
採水日	7月18日	8月23日	9月19日	10月17日	11月14日	12月20日
透視度	１００	30	１００	９２	５３	８０
ＢＯＤ	９.２	３８	１２.２	——	１１.８	８.１

１月　塩素剤多量に流入

５月　ほんの少々の農薬流入、微生物は壊滅、回復には時間がかかった。

８月　曝気槽が閉塞した。以後それまでの隔月毎の逆洗を毎月実施

１０月　希釈ミスでデータなし

この槽の処理目標は透視度５０、ＢＯＤ１０ppm(規制値は20ppm)です。

８月は大変悪い状況でしたが、維持管理の頻度を多くすることで解決。

槽の容量は、一般に比べ20%程大きくできています。その割りには月1回の保守点検(逆洗)は頻度が高いかも知れない。しかし、市販の槽はもっと小さく、一般的な保守点検は３カ月に１度の契約です。とても充分とは思えません。

しばしばミジンコが大発生するのは実に不思議です。

☆頑張ろう！という気力が減退した感じです。

頑張ってもしょーがない。というしらけた気分と言った方がぴったりかも知れません。こんな時は感動することもありません。でも、充電しなくては。

がむしゃらにではなく、楽しくやらなきゃ損ですもの。

☆一年間お読み下さりありがとうございました。私のメモによる報告ですので、誤りがあるときもあります。独断と偏見が多かったかも知れません。どうぞ、ご意見下さい。紙上討論しましょう。ではまた宜しく。